

農地集積・集約化等について

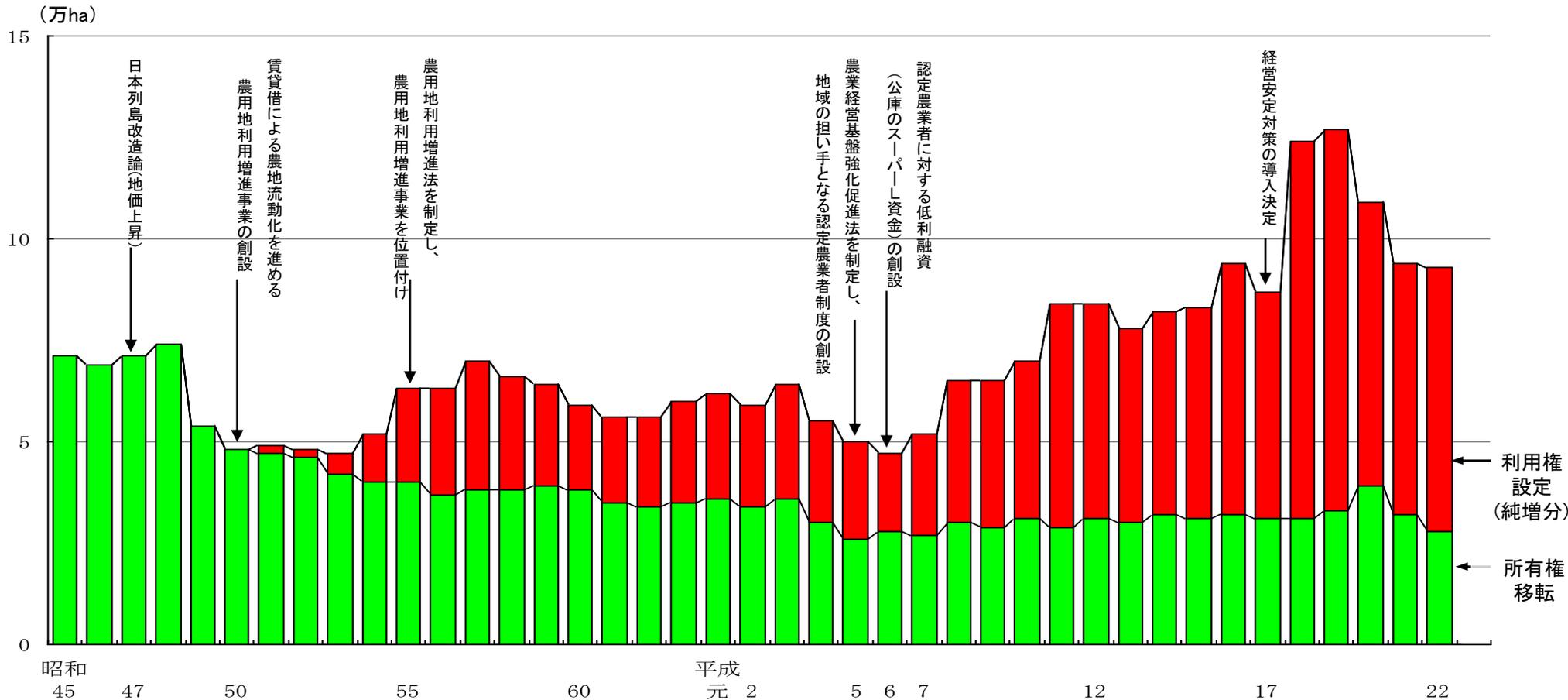
平成 2 5 年 9 月 3 日

農 林 水 産 省

1. 農地集積・権利移動の状況

① 農地の権利移動面積(フロー)の推移

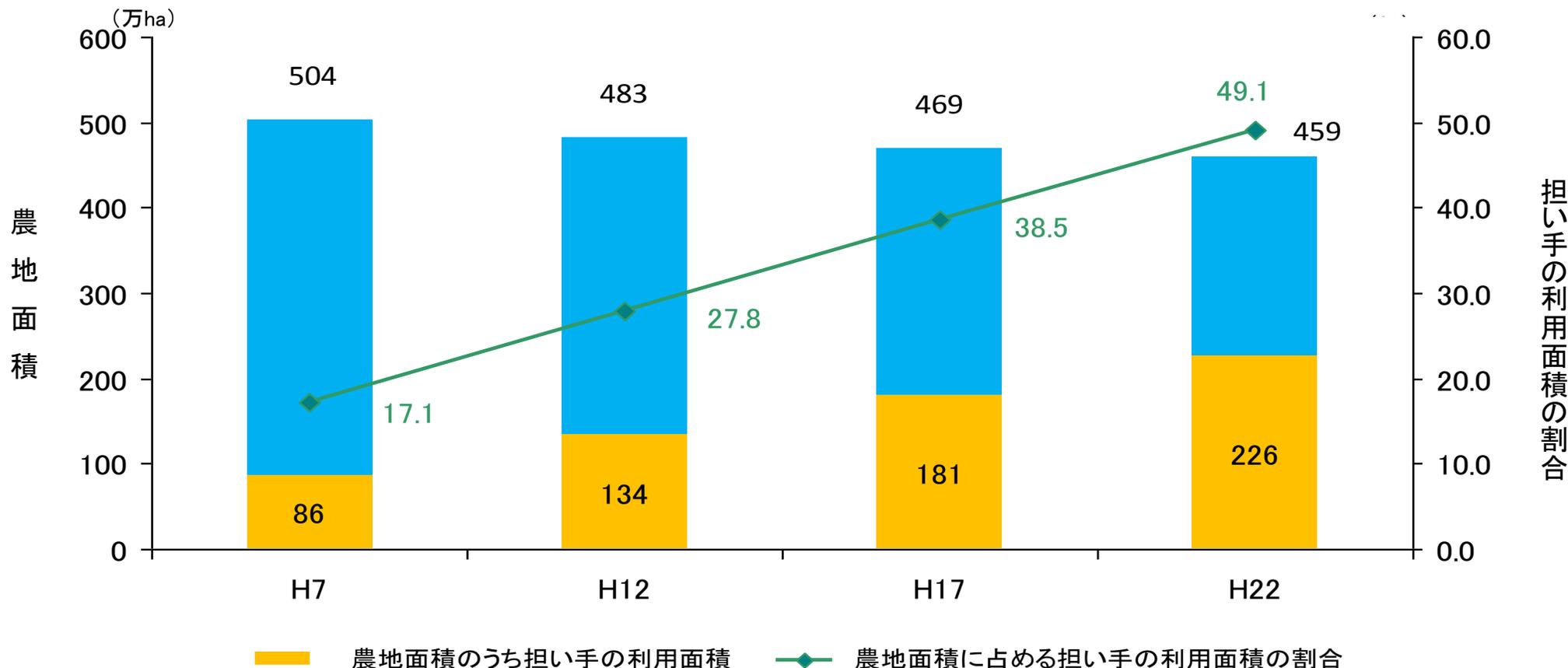
- 昭和50年の農用地利用増進事業の創設以降、利用権(賃借権等)設定による農地流動化を推進。
- 平成5年の認定農業者制度の創設、平成6年の認定農業者に対するスーパーL資金の創設により、利用権(賃借権等)設定による農地流動化が加速。



(備考) 1. 農林水産省経営局農地政策課調べ
2. 純増分=利用権設定-利用権の更新分-利用権の解約等

1. ② 農地面積に占める担い手の利用面積（ストック）

○ 担い手の利用面積（所有権又は賃借権等の集積面積：ストック）は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に占める割合は49.1%となっている。

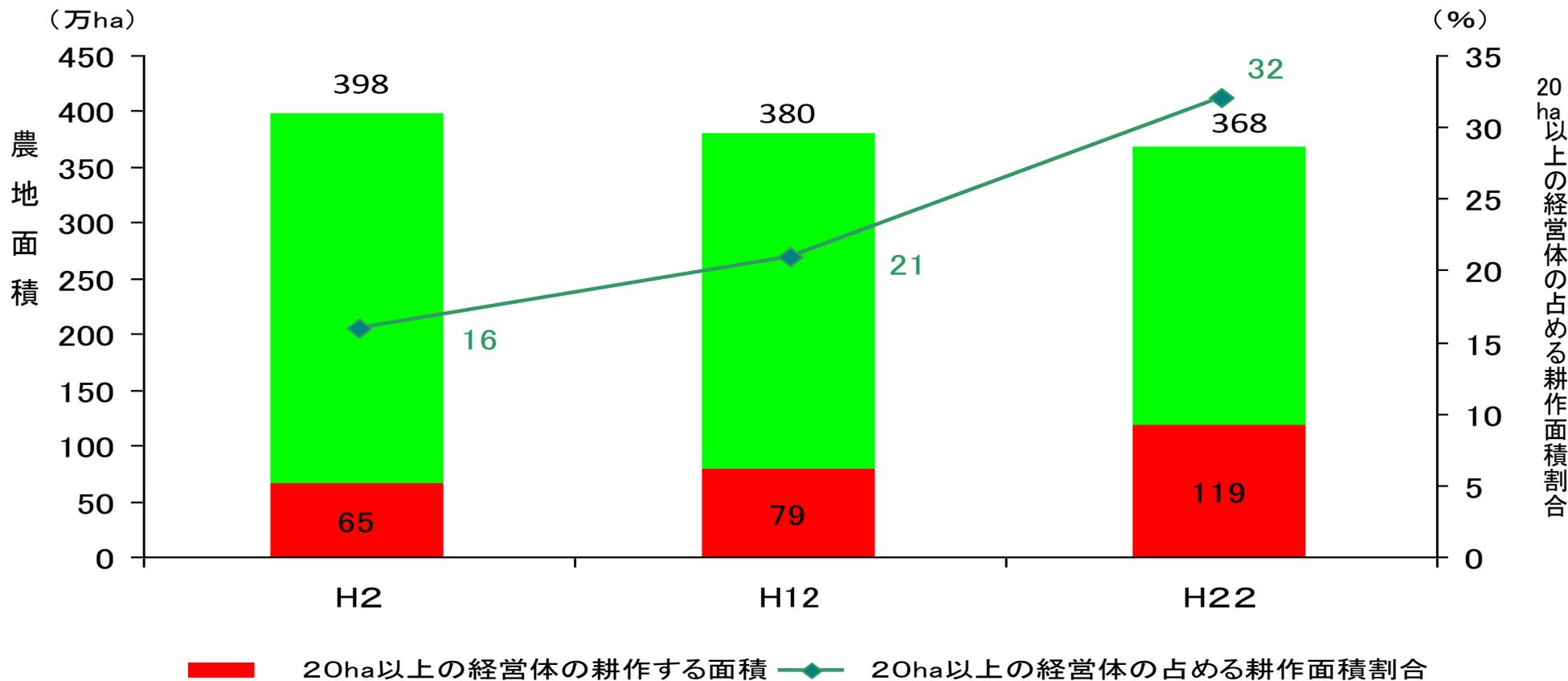


(備考) 1. 農林水産省統計部「集落営農実態調査」、「耕地及び作付面積統計」及び経営局農地政策課調べ

2. 担い手の利用面積とは、認定農業者(特定農業法人を含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積。

1. ③ 20ha以上の経営体の耕作するシェア

○ 農地流動化の結果、20ha以上の経営体が耕作する面積シェアは、平成22年には、土地利用型農業の農地面積全体の32%となっている。

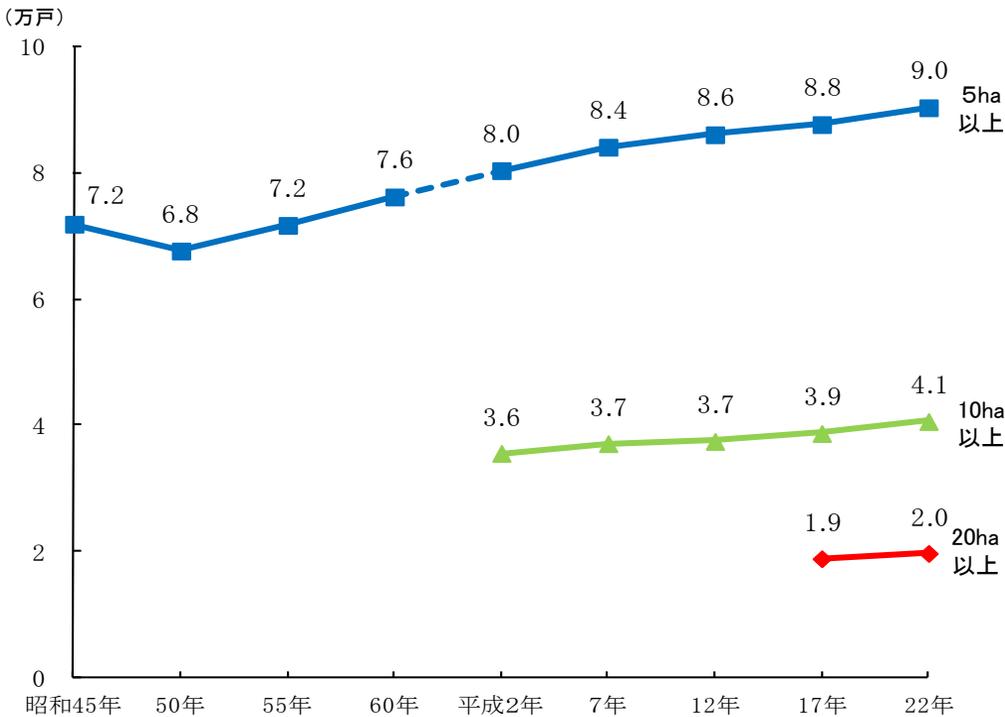


- (備考) 1. 農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」に基づく試算。
2. 土地利用型農業の耕地面積合計は、耕地及び作付面積統計の全耕地面積から、樹園地面積、田で野菜を作付けている面積、畑で野菜を作付けている延べ面積を除いた数値。
3. 平成22年は農業経営体の数値。平成2年及び平成12年の数値は、販売農家と販売目的の農家以外の農業事業者の結果を合わせた数値である。

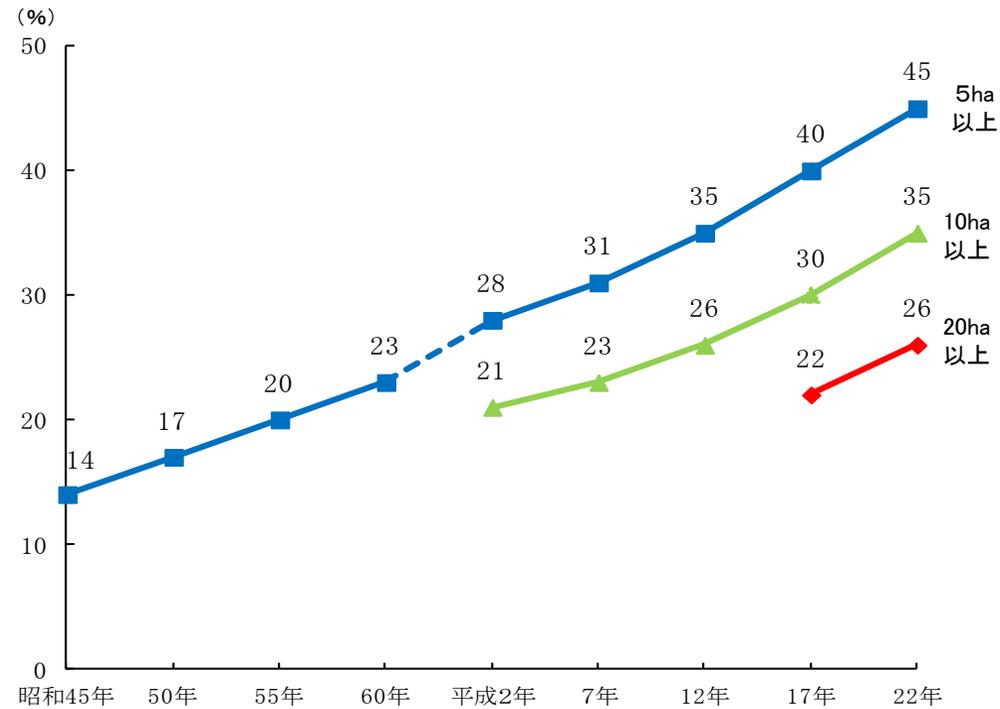
2. 担い手の動向 (1) 家族経営体の動向

- 全体の家族経営体数が減少する中(平成22年で163万戸)、5ha以上層は増加。なお、ある程度の規模になると法人化しているケースも多いとみられる。
- 農地シェアで見ると、平成22年には、5ha以上層が家族経営全体の45%を占めるに至っている。

① 経営耕地面積規模別の家族経営体数



② 経営耕地面積規模別の農地集積割合



(単位: 万戸) (備考) 1. 農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

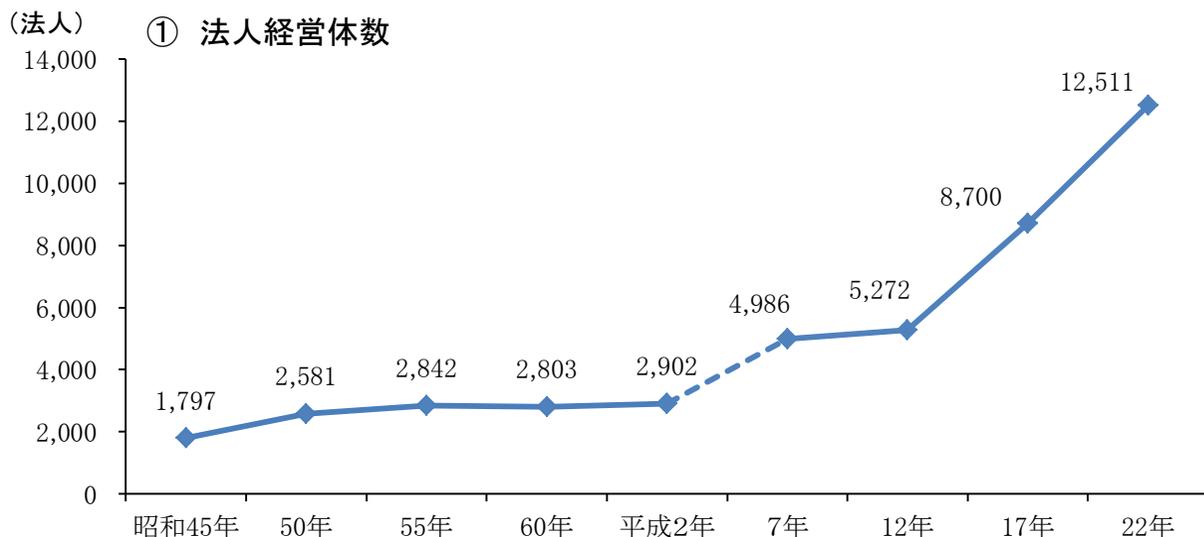
2. 昭和60年までは総農家、平成2年以降は販売農家。

3. 平成2年の集積割合は、各階層の農家数(2年)と平均経営耕地面積(7年)により推計。

	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
全家族経営体数	540.2	495.3	466.1	437.6	297.1	265.1	233.7	196.3	163.1

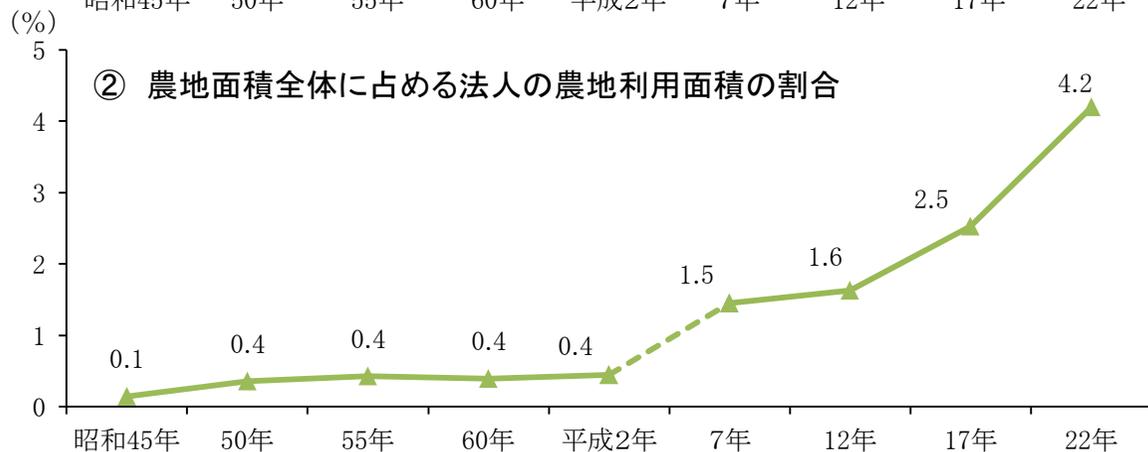
2. (2) 法人経営体の動向 ① 経営体数と農地面積

- 法人経営体数は、この10年で2倍以上に増加しており、農地面積全体に占めるシェアも増加。
- 平成22年の50ha以上の法人経営体は7%、法人経営体全体の農地面積の50%。
20ha以上の法人経営体は22%、法人経営全体の農地面積の80%。



③ 経営耕地面積規模別の経営体数と農地面積(22年)
(単位:法人、万ha、%)

	20ha未満	20~30	30~50	50ha以上	計
経営体数	9,706 (78)	946 (8)	931 (7)	928 (7)	12,511 (100)
農地面積	3.8 (20)	2.3 (12)	3.5 (18)	9.6 (50)	19.3 (100)



- (備考) 1. 農林水産省統計部「農林業センサス」、「面積統計」により作成。
2. 法人経営は、農家以外の農業事業体のうち販売目的のもので、平成2年までは会社のみであり、平成7年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

2. (2) ② 農産物販売金額と経営の多角化

- 平成22年の販売金額1億円以上の法人経営体数は3,036で、法人経営全体の24%。
- 法人経営体の約4割が6次産業化に取り組んでおり、その8割が直接販売を、4割が農産物の加工を実施。

① 農産物販売金額規模別の法人経営体数(22年)

(単位: 法人、%)

	経営体数
計	12,511 (100)
1億円以上	3,036 (24)
うち3億円以上	1,164 (9)
うち5億円以上	648 (5)

② 法人経営体の経営の多角化(22年)

(単位: 法人、%)

	経営体数
農業生産関連事業を行っている	5,391 (100) (法人経営体の43%)
消費者に直接販売	4,459 (83)
農産物の加工	1,896 (35)
貸農園・体験農園等	472 (9)
観光農園	503 (9)
農家民宿	68 (1)
農家レストラン	230 (4)
海外へ輸出	103 (2)

(備考)農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

2. (2) ③ 雇用

○ 平成22年の雇用者10人以上の法人経営体数は4,089で、法人経営全体の33%。

① 雇用者(常雇い及び臨時雇い)
人数規模別の法人経営体数(22年)

(単位:法人、%)

	経営体数
計	12,511 (100)
10人以上	4,089 (33)
うち20人以上	1,804 (14)
うち30人以上	955 (8)
うち50人以上	388 (3)

② 常雇い人数規模別の法人経営体数(22年)

(単位:法人、%)

	経営体数
計	12,511 (100)
10人以上	1,809 (14)
うち20人以上	731 (6)
うち30人以上	376 (3)
うち50人以上	154 (1)

③ 法人経営体の雇用者数(22年)

(単位:人)

	実人数
雇用者	137,752
常雇い	67,713
臨時雇い	70,039

(備考) 1. 農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

2. 常雇いとは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

臨時雇いとは、日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

3. 一般法人の農業への参入(平成21年農地法改正)

リース方式

○ 参入の全面自由化

- ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
- ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況

○ リース期間も最長50年に延長

〔実績〕

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

所有方式

○ 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和

農業者等以外の出資者

・ 1出資者当たり

1/10以下に制限

→ 廃止

・ トータルで

1/4以下に制限

→ 加工業者等については

1/2未満まで緩和

〔実績〕

○ 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%

○ その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) リース方式と所有方式の比較

満たすべき要件	リース方式 (農業生産法人要件をみたす必要なし)	所有方式 (以下の要件を満たす法人を「農業生産法人」と称している)
法人形態	自由(すべての株式会社もOK)	株式会社(株式譲渡制限があるものに限る) 合名会社、合資会社、合同会社、 農事組合法人(農協法に基づく)
事業	自由(これまで農業をやっていない法人もOK)	売上高の過半が農業(販売・加工等を含む)
構成員	自由(農業者以外が100%出資でもOK)	農業者以外の議決権が、1/4以下(食品製造業者等の場合は1/2未満)であること
役員	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の一人以上が農業(販売等を含む)に常時従事すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の過半が農業(販売・加工等を含む)の常時従事者であること ・更にその過半が農作業に従事すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を適正に利用していない場合には賃貸借の解除をする旨の契約が、書面で締結されていること ・地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること 	<hr/>

4. 農地の流動化推進策

① 農地の集積が進まない理由

- 農地の集積が進まない理由は都道府県により異なる。
- 全国ベースで見ると、出し手不足と受け手不足は同程度、最も多いのは面的集積が困難であること。

	出し手が不足	受け手が不足	面的集積が困難	事業の周知不足	集落営農の法人化が進まない	相対取引等が多い	白紙委任に抵抗感	その他
北海道	27%	12%	14%	0%	2%	12%	8%	26%
青森県	21%	16%	33%	7%	12%	0%	2%	9%
岩手県	11%	25%	36%	14%	8%	0%	0%	6%
宮城県	15%	0%	35%	10%	15%	5%	0%	20%
秋田県	10%	5%	14%	19%	14%	29%	0%	10%
山形県	12%	6%	18%	0%	24%	0%	0%	41%
福島県	7%	13%	30%	20%	17%	3%	0%	10%
茨城県	18%	16%	24%	16%	7%	0%	2%	18%
栃木県	21%	24%	38%	10%	3%	0%	0%	3%
群馬県	13%	17%	27%	7%	17%	0%	0%	20%
埼玉県	3%	20%	31%	6%	17%	3%	0%	20%
千葉県	17%	12%	25%	10%	6%	0%	0%	31%
東京都	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
神奈川県	17%	17%	50%	0%	0%	0%	0%	17%
山梨県	8%	25%	25%	17%	4%	0%	0%	21%
長野県	8%	15%	35%	23%	13%	0%	0%	8%
静岡県	8%	13%	29%	16%	11%	0%	3%	21%
新潟県	18%	13%	33%	0%	18%	3%	0%	15%
富山県	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	50%
石川県	36%	7%	36%	0%	14%	0%	0%	7%
福井県	0%	29%	57%	0%	14%	0%	0%	0%
岐阜県	0%	17%	25%	17%	25%	0%	0%	17%
愛知県	10%	10%	10%	25%	5%	0%	0%	40%
三重県	13%	13%	33%	13%	11%	2%	0%	15%
滋賀県	7%	7%	21%	36%	14%	0%	0%	14%

	出し手が不足	受け手が不足	面的集積が困難	事業の周知不足	集落営農の法人化が進まない	相対取引等が多い	白紙委任に抵抗感	その他
京都府	0%	0%	43%	35%	9%	0%	0%	13%
大阪府	14%	29%	21%	7%	14%	0%	0%	14%
兵庫県	7%	22%	31%	15%	11%	4%	0%	9%
奈良県	17%	17%	26%	9%	4%	0%	0%	26%
和歌山県	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%
鳥取県	0%	18%	55%	9%	0%	9%	0%	9%
島根県	13%	13%	30%	10%	10%	3%	0%	20%
岡山県	3%	24%	39%	15%	6%	0%	3%	9%
広島県	21%	14%	21%	14%	7%	7%	0%	14%
山口県	9%	17%	22%	9%	26%	9%	0%	9%
徳島県	14%	28%	35%	9%	9%	0%	0%	5%
香川県	4%	12%	32%	4%	8%	4%	4%	32%
愛媛県	8%	18%	26%	11%	18%	0%	0%	18%
高知県	22%	15%	40%	2%	7%	0%	4%	11%
福岡県	25%	13%	27%	10%	8%	0%	6%	11%
佐賀県	22%	33%	22%	11%	0%	0%	0%	11%
長崎県	16%	23%	29%	13%	3%	0%	3%	13%
熊本県	8%	13%	17%	21%	29%	4%	0%	8%
大分県	8%	20%	36%	12%	16%	0%	0%	8%
宮崎県	15%	8%	38%	23%	8%	0%	0%	8%
鹿児島県	24%	4%	32%	12%	12%	0%	0%	16%
沖縄県	29%	3%	24%	12%	10%	0%	0%	22%
全国計	15%	15%	29%	11%	11%	2%	1%	16%

(備考) 1. 農林水産省経営局農地政策課調べ
 2. 規模拡大加算の活用に関する農地利用集積円滑化団体へのアンケート結果(平成22年)より

4. ② 出し手・受け手への支援

25年度：165億円(165億円)

○ 地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進。

出し手に対する支援



集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成

農地集積協力金 65億円(65億円)

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積] [交付単価](※)

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

[交付対象者]

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門を減少させ経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

② 分散錯圃解消協力金

[交付単価](※)

5千円/10a

[交付対象者]

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※市町村への交付単価です。

受け手に対する支援

規模拡大交付金100億円(100億円)

[交付単価]
2万円/10a

[交付対象者]

農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農業者

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大交付金の面的集積要件を満たしたことになります。

※ 交付対象作物に制限はありません。

○ 25年度から土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を交付対象に追加します。

4. ③ 農地流動化のための組織

農業委員会 〈市町村の独立行政委員会〉 (S.26～)

役割

- 農地に関する情報を掌握し、農地の有効利用の観点から権利移動の許認可・あっせん等を行う、市町村の独立行政委員会

組織数

- 1,713委員会

農業委員会による利用調整の実績

H15	97,800ha
H20	127,244ha
H21	135,054ha
H22	117,086ha
H23	126,679ha

〔 利用権の再設定を含んでおり、利用権純増分は、これの一部 〕

農地利用集積円滑化団体 (H.22～)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22	: 18,102ha
H23	: 32,049ha

農地保有合理化法人 (S.45～)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15	11,524ha
H20	13,097ha
H21	12,505ha
H22	7,947ha
H23	8,027ha

(参考) 農業委員会の性格と業務

- 農業委員会は、農業委員会法に基づく市町村の**独立行政委員会**
- 全国 1,743 市町村のうち、1,699 市町村で **1,713 の農業委員会が設置**
- 委員は、**選挙による委員**と**選任による委員**(団体代表及び市町村議会推薦)からなる

- 所掌事務は、1. 農地法等に基づく許可事務等
 - ① 農地の権利移動の許可
 - ② 都道府県知事の農地転用許可に関する**意見具申** 等
- 2. 農地のあっせん
- 3. 農業及び農民に関し、意見公表、行政庁への**建議** 等
- **平成16年の農業委員会法改正、平成21年の農地法改正により、農業委員会の役割は大きく変化**

(従来)

個別の申請等を前提とする**受け身の業務**が中心

- ・ 農地の権利移動の許可
- ・ 都道府県知事の農地転用許可に関する**意見具申**



地域全体としての農業振興に積極的に関与する能動的な業務を追加
(平成16年農業委員会等に関する法律改正後)

- ・ 農地の利用の集積
- ・ 法人化その他農業経営の合理化

(平成21年農地法改正後)

- ・ 地域の**農地利用状況の調査**〔毎年1回調査〕
- ・ **遊休農地の所有者に対する指導・勧告等**
- ・ 地域の農業者の徹底した話し合いによる**人・農地プラン**(地域の中心経営体を明確にし、そこに農地を集積していくプラン)の**作成にも積極的に関与**

※ なお、農業委員会の業務や審議過程を透明化するため、**ほぼ全ての農業委員会で以下の取組を実施**

- ① 総会等の審議過程を詳細に記録した議事録を作成・公開
- ② 許可のポイントや申請に必要な書類、記載マニュアル等を作成・公開
- ③ 農業委員会活動の目標とその達成状況を作成・公開

4. ④ 人・農地プランの概要

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、
集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始める必要があります。



〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

4. ⑤ 人・農地プランの進捗状況

- 24～25年度の2年間で、人・農地プランの作成意向のある市町村の全てで作成されることが目標。
- 25年6月末現在で人・農地プランの作成に至った市町村は1,331市町村と、プラン作成意向のある市町村(1,573)の85%

都道府県名	人・農地プランを作成しようとしている市町村数	左の進捗状況				人・農地プランの作成に至っている市町村数※	
		集落・地域への説明を概ね終了している市町村数	集落・地域での農業者の話合いが始まっている市町村数	人・農地プランに関する検討会の開催に至っている市町村数		地域数	
全国計 《市町村数》	1,573 (100%)	1,537 (98%)	1,402 (89%)	1,332 (85%)	1,331 (85%)	-	-
地域数	16,462 (100%)	-	-	-	-	7,979 (48%)	

※人・農地プランの作成に至っている市町村数は、当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数。

注：()書きは、人・農地プランを作成しようとしている市町村数または地域数に対する割合。

4. ⑥ 農地基本台帳

- 農業委員会は、
 - ① 農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する基礎資料として
 - ② 遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため農地基本台帳を整備

農地基本台帳

- ・ 所有者・借受者の氏名、住所
- ・ 農地の所在、地番地目、地積
- ・ 地域区分(農振農用地等)
- ・ 賃貸借等の設定状況
(権利の種類、期間、賃借料等)
- ・ 遊休農地の措置状況
(利用状況、指導履歴等)
- ・ 納税猶予の適用状況
(すべての農業委員会で整備済み)

「電算処理システム」の導入

(9割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」の導入

- ・ 地番図
- ・ 航空写真

(4割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」まで整備すると、情報を地図化して見ることが可能になる

- 耕作者別の経営農地の色分け(事例1)
- 経営者の年齢別の農地の色分け(事例2)
- 利用権設定の終期ごとの色分け(事例3)

(事例1) 耕作者別の経営農地の色分け

S=1:2500

経営者別農地分布図面

見本



黄・・・耕作者A
 緑・・・耕作者B
 青・・・耕作者C
 をそれぞれ表す

耕作状況
 阿部 武夫
 安井 智彦
 安藤 弘毅

〇〇市役所

平成25年4月22日

(事例2) 経営者の年齢別の農地の色分け

S=1: 2500

経営者年齢別色分け図面

見本



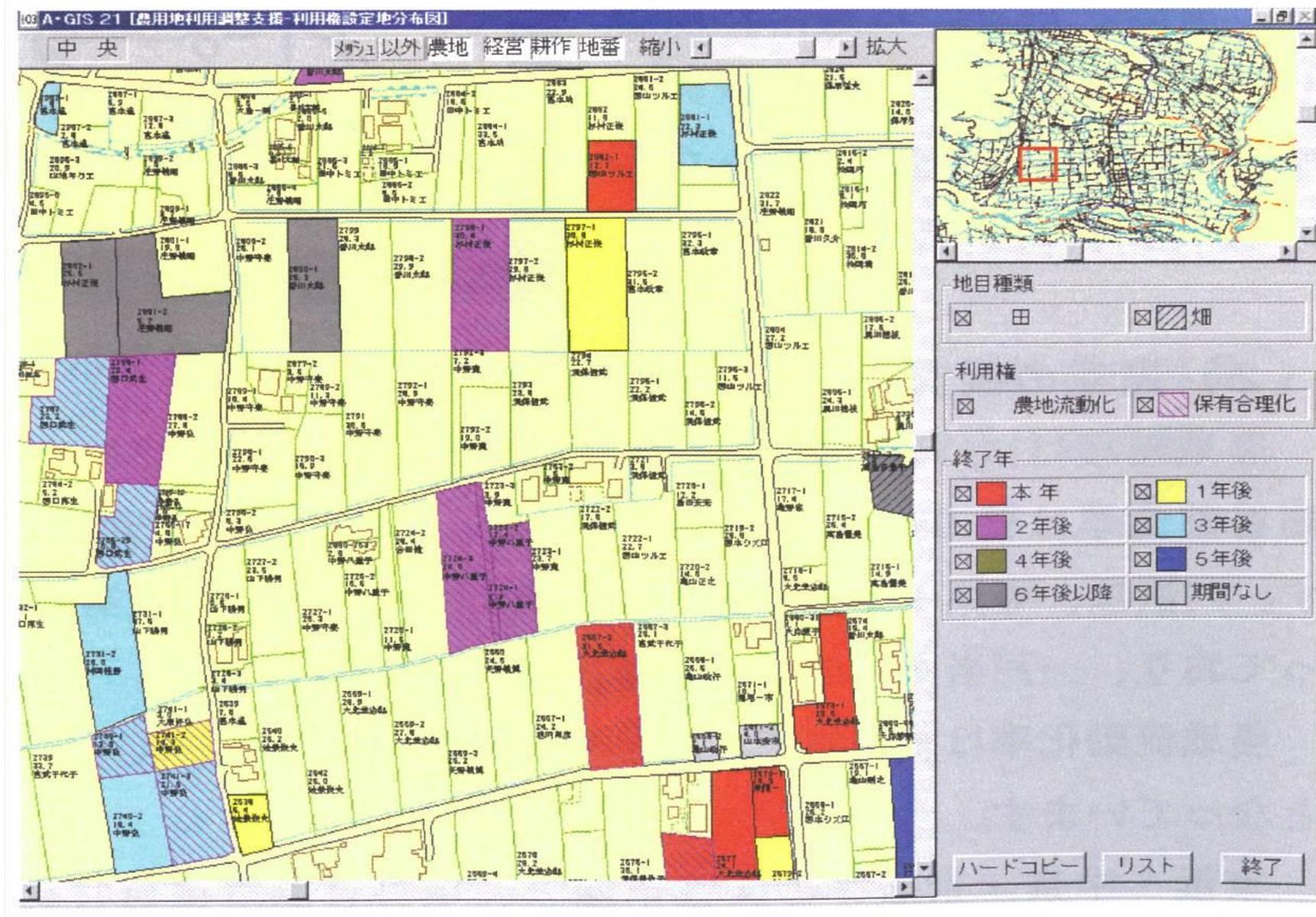
色つきの筆は
経営者の年齢が
75歳以上で
あることを表す

経営者年齢
■ 75歳以上

〇〇市役所

平成25年4月22日

(事例3) 利用権設定の終期



出典:長野県農業会議「農地地図情報システム(GIS)活用事例集」(平成20年3月)

5. 耕作放棄地等の解消・発生防止

① 耕作放棄地等の状況

主観ベース

○ 耕作放棄地(農林業センサス)

農地所有者(農村在住者)の主観ベースの調査

平成12年	34.3万ha
平成17年	38.6万ha
平成22年	39.6万ha

注 「耕作放棄地」とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付する意思のない土地」。

客観ベース

○ 荒廃農地

市町村による客観ベースの調査

(単位:万ha)

	荒廃農地 面積計	再生利用が可能 な荒廃農地	再生利用が困難 と見込まれる荒 廃農地	再生利用 された面積
平成20年	28.4	14.9	13.5	—
平成21年	28.7	15.1	13.7	0.6
平成22年	29.2	14.8	14.4	1.0
平成23年 (実績値)	27.8 (25.1)	14.8 (13.8)	13.0 (11.4)	1.2

注：1 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

4 「再生利用された面積」とは、「耕作放棄地再生利用緊急対策等の実施により再生利用された荒廃農地の面積」

5 推計値の算出方法は以下のとおり(被災市町村等を除く)。

$$\left[\begin{array}{l} \text{荒廃農地の全国の} \\ \text{面積} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{全域を調査した} \\ \text{1,286市町村の} \\ \text{荒廃農地の面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{H22農林業センサスの耕作放棄地の} \\ \text{全国面積} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{全域を調査した1,286市町村のH22農林業} \\ \text{センサスの耕作放棄地の合計面積} \end{array} \right]}$$

5. ② 農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

(平成21年農地法改正)

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告を実施。
- 勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、利用権を設定できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合はその全員が分からない場合)については、公告手続で対応。

毎年1回、農地の利用状況を調査

遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

指導の実施

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 誰かに貸し付けるか

等を指導

遊休農地である旨の通知

指導に従わない

所有者等による利用計画の届出

必要な措置の勧告

- 内容が不適切
- 届出がない
- 計画通り行動しない

所有権移転等の協議
(利用希望者 ⇄ 所有者等)

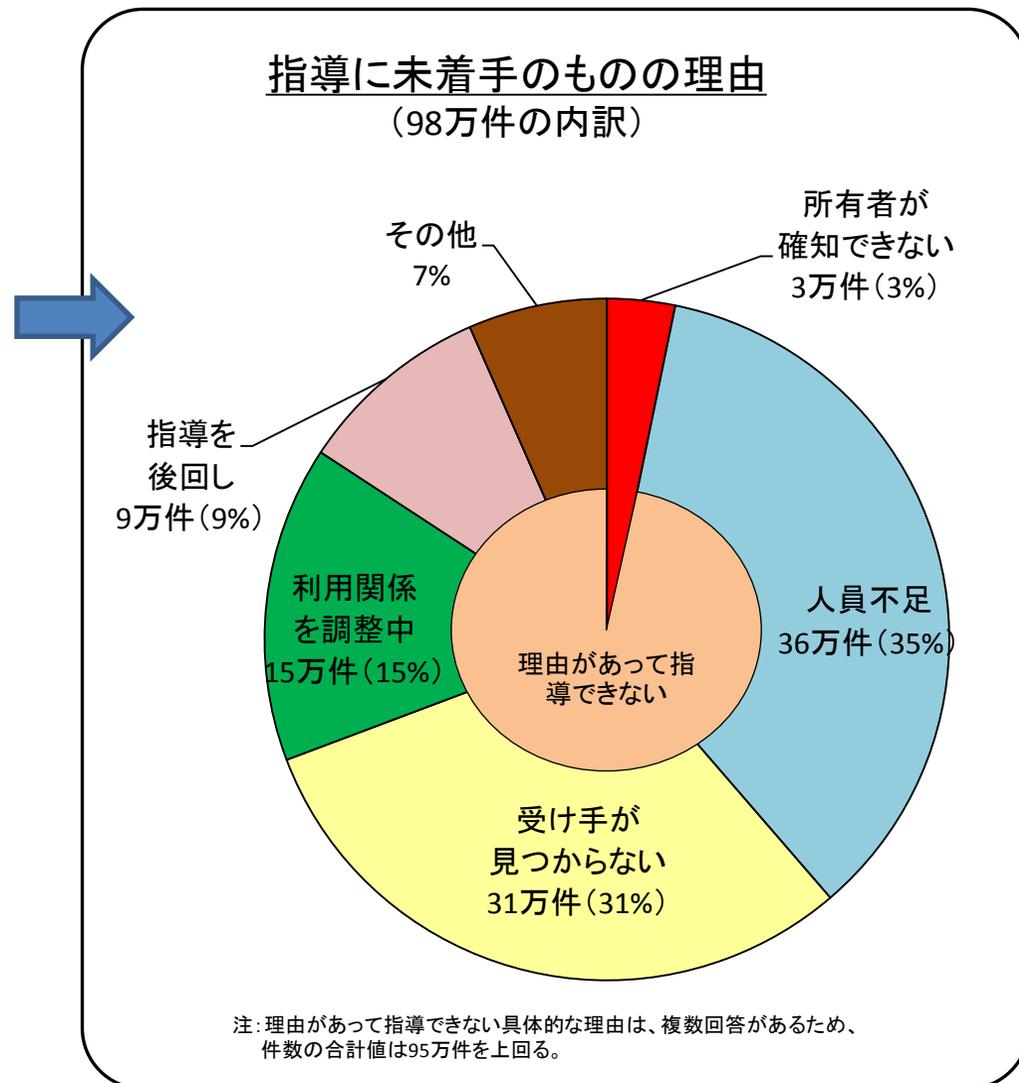
都道府県知事の調停
協議が不調の場合、

都道府県知事の
裁定

所有者を確認できない旨を公告

5. ③ 指導に未着手の理由

指導が必要なもの	136万件
(1) 指導に着手	38万件(26%)
(2) 指導に未着手(右図)	98万件(66%)
ア 所有者が確知できない (不在村地主等) 所有者又は利用者が不明 所有者の所在が不明 権利関係が錯綜	3万件
イ その他	95万件
・ 対象の件数が多く、人員不足のため対応できない	
・ 受け手を探しているが、見つからない	
・ 円滑化団体等との連携など、利用関係を調整中	
・ 当面、解消見込みがないので、後回しにしている	
・ その他	



資料: 農林水産省経営局農地政策課調べ(平成24年10月時点)

6. 農地に関する税制

固定資産税

市街化区域の農地

市街化区域では農地はいずれ宅地化していくという想定なので、宅地並み課税

- 農地の評価は「宅地の価格 - 造成費相当額」
- 耕作放棄しても同じ評価

それ以外の農地

- 農地の評価は、農地としての売買価格
- 耕作放棄したからといって宅地になるわけではなく(そもそも転用許可が必要)、原野状態となるため、資産価値の評価は農地より下がる
- 固定資産税の性格からして、宅地並み課税ということにはならない

相続税

農地を相続した場合、相続人が農業を継続していれば、相続税の納税を猶予する制度あり

- 一部でも耕作放棄すれば、納税猶予は打ち切り(耕作放棄の面積が20%を超えると全額打ち切り)となり、利子をつけて納税義務

相続税の基礎控除(24年度 5千万円+1千万円×法定相続人の数)の範囲内に収まる場合は、納税猶予を利用する必要がないので、納税猶予の適用農地は、都市部中心に4万ha(農地455万haの1%程度)に過ぎない

- 相続人が農地を担い手に貸し付けた場合には、納税猶予は継続

7. 法人等の担い手向け融資・出資・税制

融資

スーパーL資金（日本政策金融公庫の低利資金）（平成6年～）

- 人・農地プランに中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金は、貸付当初5年間 実質無利子化（償還期限：25年以内）
 - 25年度融資枠：1000億円
 - 貸付限度額 個人：3億円（複数部門経営等は6億円）
法人：10億円（常時従事者数に応じて20億円）
- ※24年度補正予算より2倍に拡大

出資

アグリビジネス投資育成(株)の出資（平成14年～）

- 農業法人の信用力の向上、経営権や財務の安定化等のために、アグリビジネス投資育成(株)が農業法人に対して出資

税制

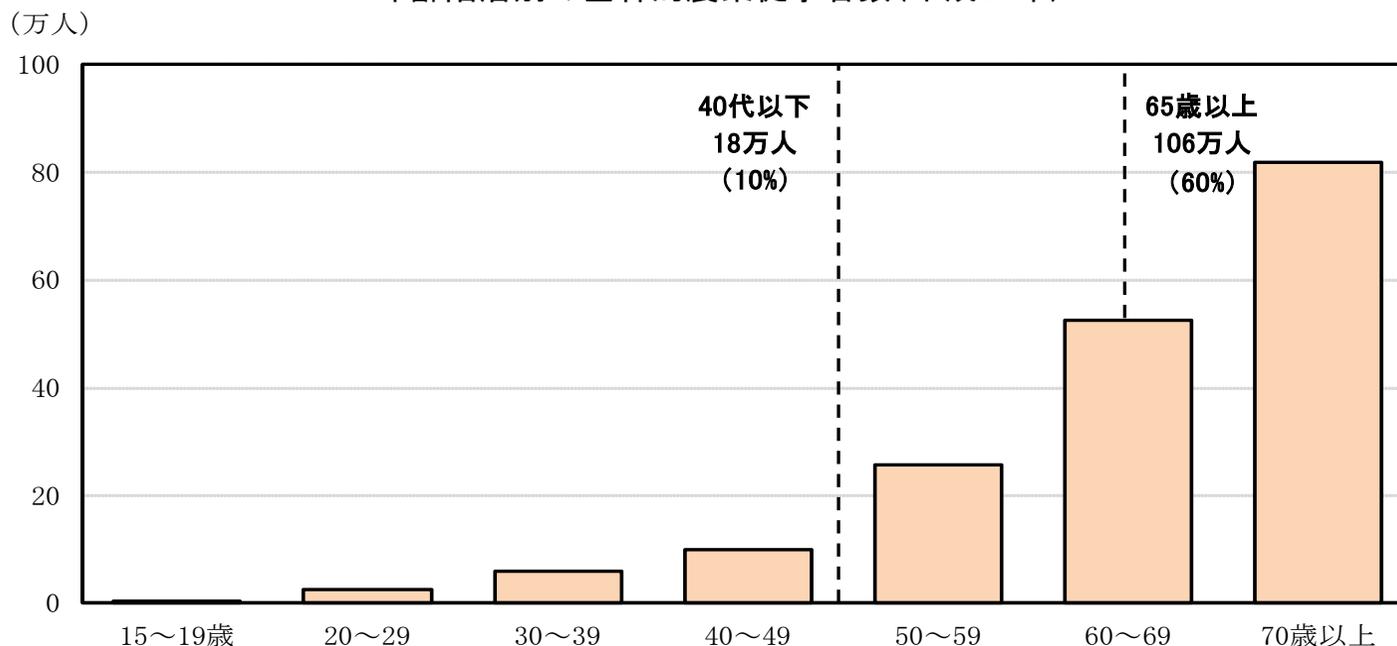
農業経営基盤強化準備金制度

- 農業者戸別所得補償交付金等を積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入可能
- 積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳が可能

8. 新規就農対策 ①農業従事者の年齢構成

○ 平成24年の年齢構成を見ると、70代以上が46%、30代以下は5%（40代を加えても10%）という著しくアンバランスな状況。

年齢階層別の基幹的農業従事者数(平成24年)



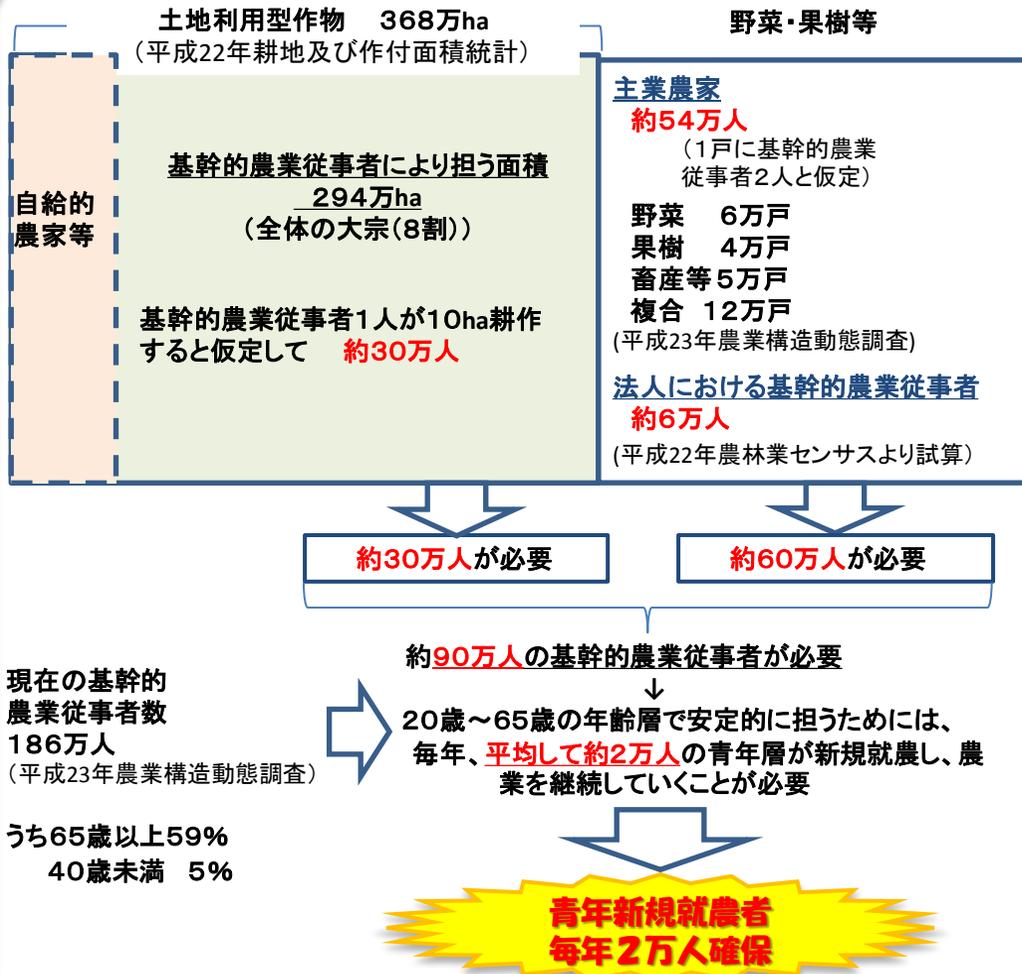
	15～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	計
人数 (万人)	0.1	2.5	5.9	9.8	25.5	52.5	81.5	177.8
シェア	0%	1%	3%	6%	14%	30%	46%	100%

(備考)農林水産省統計部「農業構造動態調査(概数値)」(組替集計)により作成。

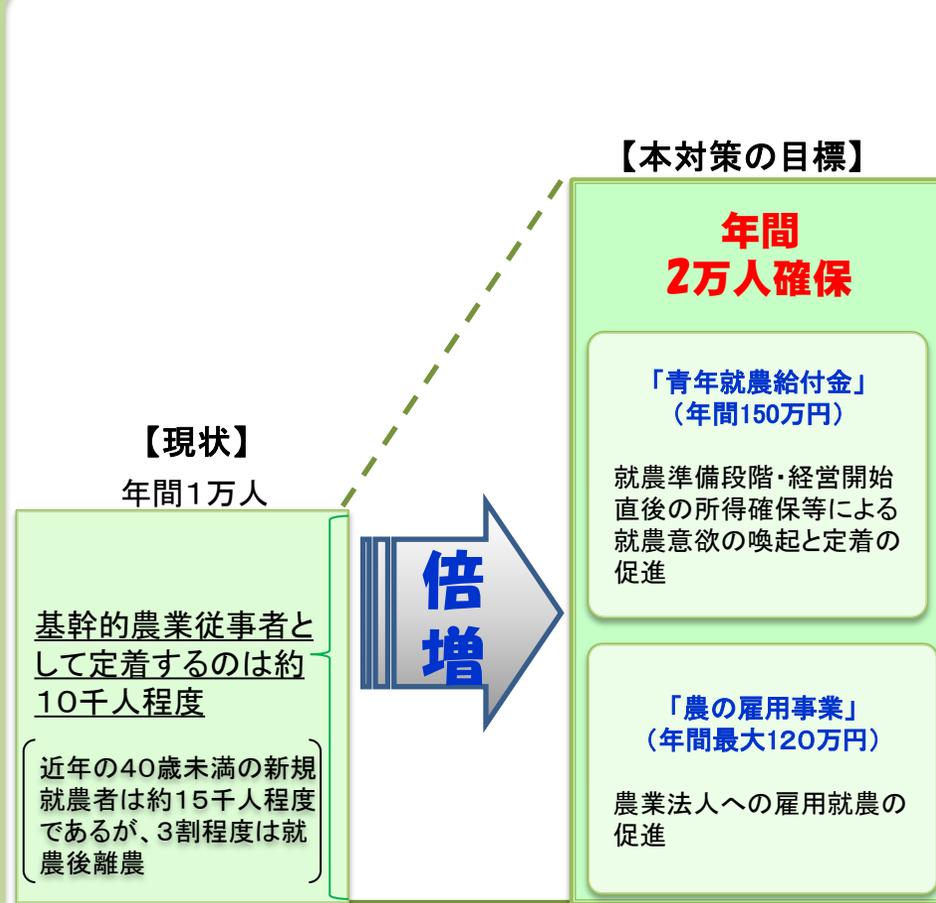
8. ②新規就農者の確保目標の考え方

- 持続的で力強い農業構造を実現するには、今後基幹的に農業に従事する者は約90万人(現在の半分程度)必要であり、これを65歳以下の年齢層で安定的に担うには、毎年約2万人の青年層の新規就農者・経営継承者を確保する必要。
- 近年の青年層の新規就農者・経営継承者は約1.5万人程度であるが、定着しているのは約1万人であり、これを倍増させることが必要。

基幹的農業従事者の必要数



青年新規就農者の確保目標



8. ③ 新規就農対策の全体像

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保	青年就農給付金(準備型) ① ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付 ○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保 法人側に対して農の雇用事業 ③ 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付 ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない ※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象	
技術の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成			
機械・施設の導入 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む			就農支援資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金
農地の確保 就農相談	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保	

9. 農業構造改革の推進のために必要なこと

農業界と経済界の連携・協力 (対立構造からの脱却)

- 企業の農業参入
- 先端モデル農業の確立
 - (例) ・ 低コスト生産技術体系の確立
 - ・ ICTを活用した効率的生産体制の確立
 - ・ 低コスト農業機械・ロボットスーツ等の開発
- 農業経営者教育
- 食品の流通・加工業界の競争力強化(食品デフレからの脱却)